

みやざきリサイクル製品認定支援事業費補助金交付要綱

令和3年7月1日
環境森林部循環社会推進課

(趣旨)

第1条 県は、循環型社会の形成を図るため、予算で定めるところにより、みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱（平成31年3月29日付け環境森林部循環社会推進課定め。以下「認定制度要綱」という。）の規定に基づき、みやざきリサイクル製品の認定証の交付を受けた事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 補助金の交付申請と同一年度内に認定制度要綱の規定に基づきみやざきリサイクル製品認定証の交付を受けた事業者であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないとし事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書は、省略できるものとし、同条第4号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支精算書(別記様式第2号)
- (3) 公的試験機関への試験分析経費の支払が確認できる書類の写し
- (4) 試験分析結果報告書の写し
- (5) みやざきリサイクル製品認定証の写し(認定日が補助金申請年度内のものに限る。)
- (6) 第2条第2号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (7) 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(法人の場合)(別記様式第3号)
- (8) 第2条第4号に係る誓約書(別記様式第4号)
- (9) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業者が、公的試験機関の試験分析経費について、他の制度に基づく補助等の支援を受けていないこと。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、みやざきリサイクル製品認定支援事業費補助金請求書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助金交付申請書の提出をもって兼ねるものとする。

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年度の予算に係るみやざきリサイクル製品認定支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月12日から施行し、令和4年度の予算に係るみやざきリサイクル製品認定支援事業費補助金から適用する。

別表 1

補助対象経費	補助率	補助金の上限額
認定制度要綱別表第1に定める安全性に係る基準の適合を証明するために補助金の交付申請と同一年度内に実施された試験分析経費（認定制度要綱の規定に基づき認定された製品に係るものに限る。）	1 / 2以内 （更新の場合は 1 / 3以内）	1件当たり10万円

別記

様式第1号（第5条関係、規則第3条関係）

事業実績書

1 事業の目的

2 実施事業の内容

	①試験分析の名称	みやざきリサイクル製品			試料採取 年 月 日	試験分析結果報告 年 月 日	備 考
		認定年月日	認定製品名	新規/更新			
1							
2							
3							
4							

3 経費の配分

(単位：円)

	①試験分析の名称	②補助事業に要する経費			③補助対象経費	④補助率	⑤補助金等 交付申請額	備 考
		単 価	数量	金 額				
1								
2								
3								
4								
	合 計							

【担当者連絡先】

事業者名		所在地	
電話番号		FAX番号	
担当者氏名		E-mail	

様式第2号（第5条関係、規則第3条関係）

収支精算書

1 収入

（単位：円）

区 分	収入精算額	備 考
県補助金		
自己負担		
その他（ ）		
合 計		

2 支出

（単位：円）

区 分	支出精算額	備 考
試験分析経費		
合 計		

様式第4号（第5条、規則第4条の2関係）

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

フリガナ

氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

生年月日

年 月 日

誓 約 書

私は、 年度みやざきリサイクル製品認定支援事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

当法人が、公的試験機関の試験分析費用について、他の制度に基づく補助等の支援を受けていません。

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 所在地（住所）
事業者名
代表者職氏名

みやざきリサイクル製品認定支援事業費補助金請求書

年 月 日付け第 号で交付決定及び交付額の確定を受けた
年度みやざきリサイクル製品認定支援事業費補助金について、みやざきリサイクル
製品認定支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込口座

金融機関名								
支店名								
銀行コード					支店コード			
預金の種類								
口座番号								
口座名義人 (カタカナ)								

- ※ 必ず申請者名義の口座にしてください。
- ※ ゆうちょ銀行の振込用口座番号は、通常の口座番号と異なりますので、銀行に確認して間違いのないようにしてください。
- ※ 通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号及びカナ口座名義人が表示されている面）の添付をお願いします。

担当者	
連絡先	